にしみたか学園 三鷹市立井口小学校 ＰＴＡ個人情報取扱要領

（目的）

第１条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の規定に基づき、にしみたか学園三鷹市立井口小学校ＰＴＡ（以下「この会」という。）が保有する個人情報を保護し、ＰＴＡ活動の円滑な運営を図るため、ＰＴＡ役員、児童及び保護者等に係る個人情報が記載された名簿等（以下「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第２条 この会は、ＰＴＡ活動において作成、取得する個人情報データベースの適正な取扱いを確保し、個人情報の保護に努める。

（管理者）

第３条 この会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第４条 この会における個人情報データベースの取扱者は、ＰＴＡ役員及び管理者の許可を得た者とする。

（秘密保持義務）

第５条 管理者及び取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第６条 この会は、個人情報の収集に際し、あらかじめその個人情報の利用目的を本人に明示した上で、同意を得るものとする。

（利用）

第７条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) 会費集金、管理

(2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(3) その他この会の規約に基づく活動

（利用目的による制限）

第８条 この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（保管等）

第９条 個人情報は、管理者又は取扱者が適正に保管・管理するものとし、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（安全管理措置）

第 10 条　管理者及び取扱者は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（第三者への提供の制限）

第 11 条　個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 12 条　個人情報を第三者（前条各号に掲げる場合並びに国の機関及び地方公共団体を除く。）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 提供した年月日

(2) 第三者の氏名及び住所（法人の場合は名称と所在地）

(3) 提供する対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項

(4) 提供する情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 13 条　第三者（国の機関及び地方公共団体を除く。）から個人情報の提供を受けるときは、第 11 条各号に掲げる場合を除き、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 提供を受ける年月日

(2) 第三者の氏名及び住所（法人の場合は名称と所在地）

(3) 第三者が個人情報を取得した経緯

(4) 提供を受ける対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項

(5) 提供を受ける情報の項目

(6) 対象者の同意を得ている旨（法人ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第 14 条　この会は、個人情報データベースに記録されている本人から、当該本人が識別される個人情報の開示、利用の停止、追加及び削除を求められたときは、法に定める範囲でこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 15 条　取扱者は、個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む。）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第 16 条　管理者は、取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について周知し、適切な管理及び運用を徹底するものとする。

（苦情の処理）

第 17 条　この会は、個人情報データベースに記録されている本人から、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

（その他）

第 18 条　にしみたか学園三鷹市立井口小学校ＰＴＡ個人情報取扱要領の改正は、総会において行う。

附則

この要領は、平成３０年５月２日より施行する。

この要領は、令和４年４月２７日から一部改訂実施する。